

旭川医科大学外国人研究者受入れ要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和 6 年 1 月 16 日学長裁定)

旭川医科大学外国人研究者受入れ要項の一部を改正する要項

旭川医科大学外国人研究者受入れ要項（平成 16 年 4 月 1 日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2 この要項で、「外国人研究者」とは、本学において学術の国際交流に寄与するため、特定の課題について本学の教員と共同研究を行う外国人の研究者をいう。<u>ただし、次の各号の一に該当する者を除く。</u></p> <p><u>(1) 本学に勤務する職員（新設）</u></p> <p><u>(2) 旭川医科大学特任教員及び客員教員に関する規程（平成18年旭医大達第14号）第4条第3項に定められた客員教員で、同条第2に定められた称号を付与された者（新設）</u></p> <p><u>(3) 旭川医科大学受託研究員規程（平成16年旭医大達第39号）第2条に定められた受託研究員（新設）</u></p> <p><u>(4) 旭川医科大学共同研究取扱規程（平成16年旭医大達第42号）第2条第2号に定められた民間等共同研究員（新設）</u></p> <p><u>(5) 旭川医科大学国内研究員規程（平成17年旭医大達第23号）第2条に定められた国内研究員（新設）</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2 この要項で、「外国人研究者」とは、本学において学術の国際交流に寄与するため、特定の課題について本学の教員と共同研究を行う外国人の研究者をいう。</p> <p>(略)</p>

附 則

この要項は、令和6年1月16日から施行する。

【改正理由】

外国人研究者の定義を明確にするため、所要の改正を行うものである。